

鹿児島県立谷山緑地 管理基準

令和7年8月

鹿児島県土木部都市計画課

目 次

第1	管理業務の対象施設と対象外施設	1
第2	管理運営業務	1
第3	維持管理業務	2
第4	安全管理の基準	5
第5	物品の帰属	5
第6	その他の業務の基準	5

資料

①	管理区域図	7
②	園地等維持管理内訳表	8

県立谷山緑地管理基準

鹿児島県立谷山緑地の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、関係法令等によるほか、この基準による。

第1 管理業務の対象施設と対象外施設

1 対象区域

管理区域図で表示する範囲

2 公園施設

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 園路及び広場 | 自転車道兼園路 |
| (2) 修景施設 | 植栽 |
| (3) 遊戯施設 | 児童遊園4箇所 |
| (4) 便益施設 | トイレ4棟 |
| (5) 運動施設 | ゲートボール場6面 |
| (6) 休養施設 | 休憩所6箇所 |

第2 管理運営業務

1 管理運営体制の確保

- (1) 適切な管理運営が行われるよう十分な人員体制を配置し、運営に当たること。
- (2) 管理要員のうち1名を総括責任者として配置すること。
- (3) 公園が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と管理者である県の連絡先を公園内の既設の案内板等に表示すること。

2 管理運営業務

管理運営業務は、以下の業務を行う。

- (1) 公園利用者への対応
- (2) 利用促進に関する業務
イベント、行事の開催など自主事業を実施し、公園の利用促進に努めること。また、ポスター、パンフレットの作成等、広報活動を積極的に行うこと。
- (3) 苦情の処理
利用者からの苦情等については、適切に対応することとし、その内容を速やかに県に報告すること。
なお、判断が困難な場合は、速やかに県に連絡し、その指示を受けるものとする。
- (4) 地元自治体・関係団体との連絡調整会議
県、地元自治体及び関係団体との連絡調整を行う場を設け、少なくとも半期に一度連絡調整会議を開催すること。

(5) 県への業務報告及び連絡調整

ア 事故等に係る措置

(ア) 指定管理者は、荒天、事故等により公園の区域若しくは各施設の利用が不可能と認められる場合、又は、公園の管理上やむを得ない場合で緊急を要する場合において、あらかじめ県の了解を得ることが困難である場合は、供用日や供用時間の変更、施設の利用禁止、立入禁止区域の設定、その他必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 指定管理者は前記(ア)の措置を行った時は、事故報告書により直ちに県に報告しなければならない。

(ウ) 指定管理者は、事故、災害、盗難、急病人やけが人など、その他非常事態が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに県に報告するものとする。

イ 施設の毀損等の報告

(ア) 指定管理者は、公園施設に損害（毀損、滅失等）が生じた場合は、損害の状況、損害額等を調査し、補修等必要な措置を行い、その結果を損害状況調査書により速やかに県に報告するものとする。

(イ) 施設損壊が公園の運営に重大な影響を及ぼす恐れがあると判断した場合、又は、業務管理費の範囲内で対応が困難な場合は、県へ報告を行い、対応策について協議するものとする。

ウ 公園施設の設置又は管理許可及び占用許可等の相談があった場合、県へ連絡すること。

第3 維持管理業務

1 共通事項

(1) 施設補修・修繕

施設及び設備は正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、部品交換や施設の保守点検、補修・修繕を行うこと。

(2) 指定管理者の行う業務範囲

ア 室内電球、公園灯ランプ等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換

イ 1基（1件）あたり50万円未満の施設修繕（破損した施設や設備、物品を現状に復旧する行為）

ウ その他県との個別協議により行う施設補修・修繕等

2 植物管理業務

(1) 留意事項

ア 各植栽地の管理に当たっては、来園者の公園利用と安全を確保しつつ、病害虫防除や施肥、花木等の剪定時期など、最も適切な時期や方法を選び管理を行うものとする。

イ 除草剤の使用は原則として行わないこと。

なお、低木植え込み地等の除草作業が困難な場所など、やむを得ない場合は使用

できるものとする。

ただし、使用に当たっては、事業計画書に使用計画を記載するとともに、実施の際は事前に除草剤散布の周知や散布箇所の囲いを行うものとする。

ウ 生育不良木については、土壌改良等の改善策を講じること。

エ 危険防止のため、枯損木や枯れ枝の早期発見と除去を行うこと。

オ 各作業の実施にあたっては、作業中である旨を表示するなど、来園者に周知を図るとともに、必要に応じ立ち入りを制限するなどの安全対策を施すこと。

カ 作業の実施にあたり、年度別事業計画書により、事前に県の承認を受けること。

(2) 管理の基準の概要

別途「園地等維持管理内訳表」に示す工種の作業を以下のとおり実施すること。

ア 芝生管理

利用上及び景観上、支障のないよう必要に応じ、芝刈り、芝生補修、肥料散布等適切な管理に努めること。

イ 樹木剪定及び薬剤散布

樹木の特性に応じた剪定及び薬剤散布を行うこと。

ウ その他

(ア) 支柱等の手直しやその他樹木管理については、適宜行うこと。

(イ) 台風等の災害による復旧のうち、枝葉の除去、支柱の手直し等の軽微なものについては、指定管理者がこれを行うこととする。

なお、倒木の復旧、撤去等については、県と協議の上、その復旧にあたることとする。

3 施設管理業務

(1) 留意事項

ア 安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう適切な管理を行うこと。

イ 日常及び定期的な施設の点検と補修、清掃などの保守管理を行うこと。

(2) 管理基準の概要

ア 園地・園路清掃（園内全域）＝週2回以上

イ 便所清掃（4棟）

(ア) 一般事項

作業中は、「清掃中」等の表示を行うなど、利用者の利便性に配慮し、用具入れや倉庫等は常に整理整頓する。

(イ) 通常のコツ掃＝週2回以上

利用者が快適に利用できる状態を保つこと。

(ウ) トイレッパーパー補充作業＝適宜

ウ 施設点検

(ア) 園内の施設点検を週2回以上行うこと。

エ 遊具点検

(ア) 点検基準

点検にあたっては『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）』（平成26年6月国土交通省）及び『遊具の安全に関する規準』（平成26年6月社団法人 日本公園施設業協会）に基づき行うこととする。

(イ) 日常点検＝毎日（植栽管理，便所清掃，施設点検と並行して実施する。）

緩み，ぐらつき，損傷等について，園内巡視にあわせて，目視，触診等による点検を行い，必要な修繕・調整を行うこと。

(ロ) 定期点検＝月1回以上

目視，触診，打診により，あるいは測定機器等を用いて，部材の摩耗状況や変形，ならびに経年変化などの「劣化診断」を行い，必要な修繕を行うこと。

(ハ) 専門点検＝年1回以上

有資格者による専門点検を年1回以上行うこと。

点検結果に基づき，必要な修繕・補修を行うこと。

なお，点検結果については，県に報告すること。

オ 砂場管理

(ア) 園内の砂場（5箇所）について，年6回以上，約30cm程度の切り返しを行うこと。

(イ) 犬猫等の糞及び石やガラス等の危険物の除去を行い，衛生的で安全な砂場の管理を行うこと。

カ 飲料水の水質検査

給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知った時は，直ちに給水を停止し，またその水を使用することが危険である旨を関係者に周知する。

キ U型溝・樹清掃＝年1回以上

側溝・集水樹・浸透樹等の性能を回復するため，溜まった土砂等を除去する。

ク 廃棄物処理

(ア) 一般事項

作業中は来園者等に支障とならないよう，十分に配慮し，廃棄物を公園内に落させないように措置するとともに，廃棄物の積み込み後は集積所付近を清掃する。

その他，事業系ごみ処理方法に基づき処分することとする。（週1回以上）

(イ) 資源廃棄物

剪定後の枝葉については，チップ化しマルチング材等として園内で利用する。

(ロ) その他

ゴミについては，来園者の持ち帰りを原則とするが，持ち帰りを忘れたなどのゴミについては，事業系ごみ処理方法に基づき処分することとする。

ケ 警備

植栽管理，便所清掃，施設点検と並行して火災，施設損壊等を防止するとともにその他の不良行為を排除し，公共施設の財産の保全を図るよう警備に努めること。

第4 安全管理の基準

指定管理者は、公園利用者の安全を確保するため次にあげるもののほか、必要な対策を講じるものとする。

1 指定管理者が行う研修

公園内で業務に従事する者の研修を行うものとする。

2 公園利用者の指導

公園施設の利用方法について、放送、掲示板、口頭等により利用者の指導を行うものとする。

3 公園施設の安全点検

点検に当たっては「公園施設の安全点検に係る指針（案）」（平成27年4月国土交通省）に基づき行うこととする。

第5 物品の帰属

備え付けの物品や県が指定管理者に対して貸与した物品については、県に帰属する。

第6 その他の業務の基準

1 通行証の発行

指定管理者は、公園の管理業務の執行上必要と認めるときは、車輛の通行証を発行することができる。

2 保険に関する業務

指定管理者は、公園の管理に係る施設賠償責任保険、作業員等の労災保険等の契約を締結するものとする。

施設賠償責任保険については、以下の内容以上の施設賠償責任保険に加入すること

身体	1名につき	1億円以上
身体	1事故につき	3億円以上
財物	1事故につき	1,000万円以上

3 光熱水費に関する業務

指定管理者は、公園の管理に必要な電気、水道に関する契約の締結並びにその料金の支払いを行うものとする。

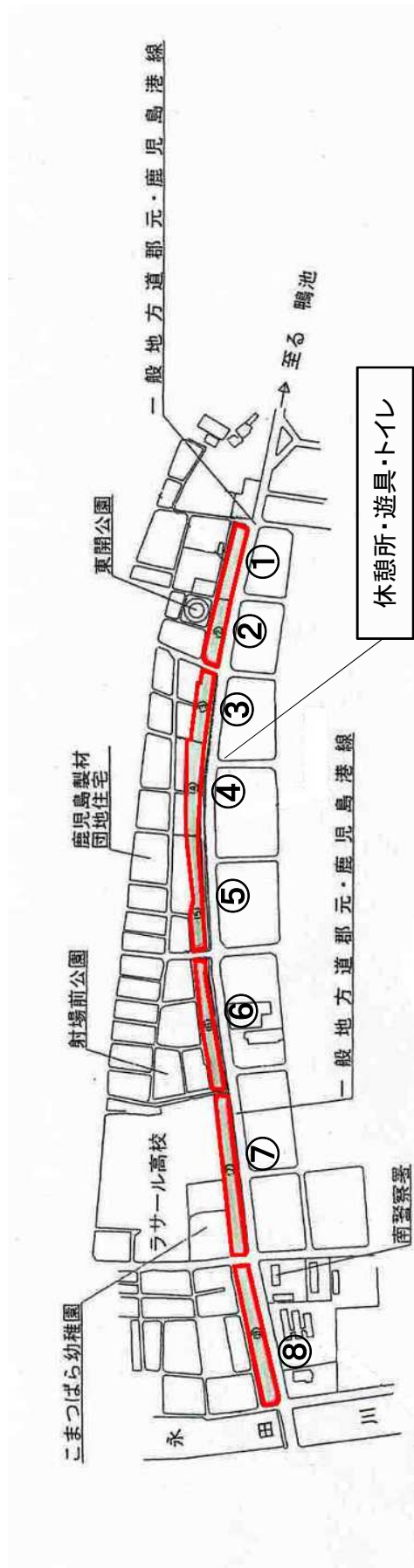
4 指定管理者名の表示

公園が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名を公園内に表示するとともに、案内パンフレット等にも明記するものとする。

5 その他

指定管理者は、1 から4までに定める業務のほか、公園の管理を円滑に推進するため必要な業務を行うものとする。

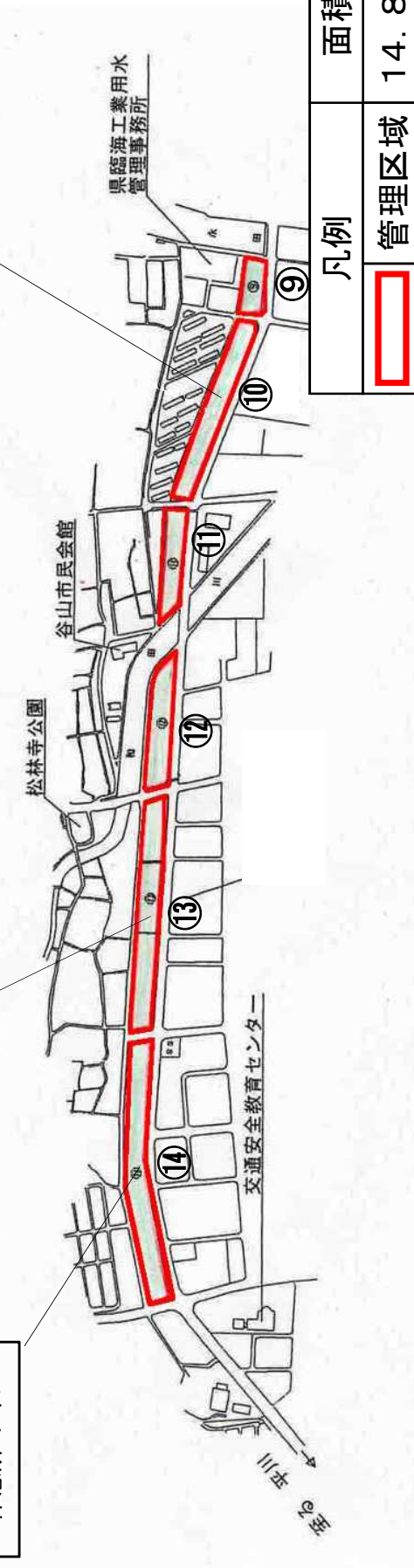
谷山緑地 管理区域



ゲートボール場
休憩所・トイレ

ゲートボール場
休憩所・トイレ

ゲートボール場
休憩所・遊具・トイレ



凡例	面積
 管理区域	14.8ha

園地等維持管理内訳表

[illegible]